

鳥取市議会議員選挙の投票日は 11 月 22 日（日）です

問 本庁舎選挙管理委員会事務局（44 番窓口）
☎ 0857-30-8477 ☎ 0857-20-3945 ✉ senkan@city.tottori.lg.jp

- 投票時間 7:00 ～ 20:00
- ※一部の投票所では 19:00 に閉鎖。11 月 16 日（月）～ 21 日（土）まで期日前投票ができます。
- 投票できる人
- 平成 20 年 11 月 23 日以前に生まれ、令和 8 年 11 月 14 日現在で 3 ヶ月以上本市に住んでおり、引き続き居住する人（本市に転入した場合は、令和 8 年 8 月 14 日以前に転入届をした人）

- 【鳥取市外に転出した人】
- 11 月 21 日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。
- 【鳥取市内で転居した人】
- 本市の選挙人名簿に登録されている人が、10 月 27 日までに本市内での転居の届け出を行った場合、新住所地の投票所で投票できます。10 月 28 日以降に届け出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

- 投票日に投票できない人は、期日前投票を
- 投票日に仕事・旅行・歩行困難などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。
- 期日前投票を行う場合、法令の規定により期日前投票宣誓書の提出が必要です。入場券裏面の宣誓書欄に事前に記入して期日前投票に行かれると受付がスムーズです。※入場券は 11 月上旬に発送
- 病院、老人ホームなどでの不在者投票
- 不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合わせください。

- 滞在先の他市町村での不在者投票
- 転出を除く出張や旅行などで市外に滞在している場合は、期日前投票と同じ期間に滞在地の選挙管理委員会 で不在者投票ができます。詳しくは、本市公式ウェブサイトをご覧ください。

国民年金保険料の育児免除制度

問 本庁舎保険年金課（9 番窓口）☎ 0857-30-8224 ☎ 0857-20-3906
問 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311

- 10 月から国民年金第 1 号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職などの人）が申請することで育児期間中に国民年金保険料の納付を免除される制度が始まります。
- 対 象 令和 8 年 10 月 1 日以降、1 歳になるまでの子を養育する人（父母・養父母）

- 郵便による自宅からの不在者投票
- 次のいずれかに該当する人は、郵便による不在者投票をすることができます。希望する人は、鳥取市選挙管理委員会に申請し郵便等投票証明書の交付を受けた後、11 月 18 日（水）までに鳥取市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで次の障害名・等級に該当する人

障 害 名	等級
両下肢・体幹・移動機能	1 級・2 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1 級・3 級
免疫・肝臓	1 級～3 級

障 害 名	等級
両下肢・体幹	特別項症～第 2 項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第 3 項症

- ②介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護 5」の人
- 郵便等投票証明書の交付手続きは随時行っていますので、お早めに手続きを行ってください。

- 〈郵便投票の代理記載〉
- 郵便投票の要件を満たし、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ鳥取市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ代理記載してもらうことができます。
- 身体障害者手帳：上肢または視覚の障害が 1 級
 - 戦傷病者手帳：上肢または視覚の障害が特別項症から第 2 項症まで

- 対象期間 子（実子・養子）が 1 歳になる誕生日の前月まで
- ※保険料納付が免除された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

マイナンバーカードの電子証明書更新臨時窓口を設置

問 本庁舎市民課（6 番窓口）
☎ 0857-30-8198 ☎ 0857-20-3909

- マイナンバーカードの電子証明書は、発行から 5 回目の誕生日で更新が必要です。今後、電子証明書更新件数の増加が見込まれることに伴い、本庁舎 2 階に臨時窓口を設置します。予約制なので、少ない待ち時間でご案内ができます。有効期限通知書が届きましたら、ご予約のうえご利用ください。
- ※本庁舎市民総合窓口（6 番窓口）、各総合支所 市民福祉課（☎ 10 分）でも通常どおり受け付けを行っています。
- 開 設 10 月 1 日（木）～
- と ころ 本庁舎 2 階臨時窓口
- 臨時窓口受付時間
- 平日（月曜～金曜）9:00 ～ 16:00
- ※要予約
- 予 約
- 本市公式ウェブサイトをご確認のうえ、ご予約をお願いします。電話予約を希望される人は、問い合わせ先までご連絡ください。



窓口受付時間の短縮を試行実施

問 本庁舎市民課（6 番窓口）☎ 0857-30-8191 ☎ 0857-20-3909

- 「市民サービスの向上」と「安定した窓口体制」が両立した、最適な窓口運営のあり方を検証するため、窓口受付時間の短縮を試行します。ご理解とご協力をお願いします。
- 試行期間
- 11 月 30 日（月）～令和 9 年 6 月 25 日（金）
- 受付時間 8:45 ～ 16:30
- ※電話対応時間、職員の勤務時間は変更ありません
- ◆夜間・休日のお手続き（市民総合窓口のみ）
- ◆来庁しなくてもできるお手続き
- サービスの詳細は、本市公式ウェブサイトの該当ページでご確認ください。



- ▷コンビニ交付
※要マイナンバーカード
- ▷とっとり電子申請サービス



Pick up information
ピックアップインフォメーション

循環バス「くる梨」の土・日・祝日の運行ダイヤが変わります

問 本庁舎交通政策課（54 番窓口）
☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

- 10 月 3 日（土）から運行ダイヤを変更します。
- ※平日の運行ダイヤは変更ありません。
- ダイヤの変更内容（土・日・祝のみ）
- 赤・青・緑の全てのコースで、最終便を 1 時間繰り上げ
 - 赤コースの運行間隔を 20 分から 40 分に変更
- ※新しい時刻表は、本市公式ウェブサイトをご覧ください。



受付時間短縮の対象となる窓口

- 【本庁舎 1 階】
- 市民総合窓口（市民課）
 - 国保と年金（保険年金課）
 - 福祉総合窓口（地域福祉課、指導監査室、長寿社会課、中央包括支援センター、障がい福祉課）
 - 生活福祉課
- 【本庁舎 2 階】
- 税総合窓口（市民税課、固定資産税課、収納推進課）
 - 地域振興課
 - 協働推進課
 - くらしの安心・相談課
 - 消費生活センター
 - 生活環境課
 - 環境保全課
 - 建築住宅課（住宅係、住宅建設係）
- 【駅南庁舎 1 階】
- こども家庭局（こども未来課、幼児保育課、こども家庭センター、こども発達支援センター）
 - 鳥取市保健所（保健総務課、保健医療課、健康づくり推進課、生活安全課）